

# 難病医療法 (難病の患者に対する医療等に関する法律)

～ 私たちが知っておかなければならないこと ～

講師 福永秀敏 先生

公益社団法人鹿児島共済会南風病院 院長  
鹿児島県難病相談・支援センター 所長

難病医療法で何が変わるのでしょうか

今回の制度改正は、難病対策が始まって以来の大きな改革です。対象疾患の指定や重症度分類、自己負担などなど…、多くの方が関心を寄せ、そしてこの制度が良いものになり、難病を抱えながらも安心して地域社会で暮らしていけるよう願っています。

今回は、難病医療法について私たちが知っておかなければならないこと、さらには難病患者の自律に向けたお話を、厚労省の難病対策委員会で副委員長を務め、新法の検討にも関わられた福永秀敏先生を講師にお招きしてうかがいます。



日時 2014年 **11月 7日** (金) 18:30 ~ 20:30

会場 静岡県立大学短期大学部 管理棟三階 第一会議室  
(〒422-8021 静岡市駿河区小鹿 2-2-1)

参加 無料 どなたでもご参加いただけます

主催 静岡県難病相談支援センター

協賛 独立行政法人国立病院機構 静岡富士病院  
NPO法人静岡難病ケア市民ネットワーク  
静岡県立大学短期大学部

お申込み・お問合せ NPO 法人静岡難病ケア市民ネットワーク (通称 難病ケアネット)  
TEL&FAX 054-251-2710 E-Mail : carenet.shizuoka@gmail.com

※ お申し込みはFAXにて 11月 4日まで にご連絡下さい

FAX 054-251-2710

代表者のお名前	ご住所	電話番号	申込人数
		-	-
			人